

災害救助法について



内閣府防災（被災者行政担当）



目 次

1. 災害救助法とは何か	
① 沿革、法制上の位置づけ	1
② 制度の概要	3
③ 救助の実施概念図	5
④ 法の基本原則	6
⑤ 災害救助基金の概要	7
2. 災害救助法の適用に当たって	
① 適用基準	8
② 法適用の判断	10
③ 法適用状況（平成26、27、28、29年度）	11
④ 災害情報等	15
3. 災害救助法の運用	
① 事務の流れ	16
② 各救助項目ごとの概要（平成30年度）	17
③ 災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について	34

1. 災害救助法とは何か ①沿革、法制上の位置づけ

1. 沿革

- 災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は、
 - ①基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと
 - ②支給基準が地方ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、これに代わるものとして、**昭和22年に「災害救助法」が制定された。**
- 昭和28年及び34年の法令改正で、救助項目の追加が行われた。
- 昭和34年の伊勢湾台風等を契機として、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するために、昭和36年に「災害対策基本法」が制定され、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。
- **平成11年**の地方分権一括法の制定により、**災害救助法は従前の「機関委任事務」から「法定受託事務」**となった。
- 平成23年の東日本大震災を受けて、「災害対策基本法」をベースに防災、発災後の応急期対策、復旧・復興を一元的にカバーする内閣府へ「災害救助法」を移管することで発災後のより迅速な対応を行うため、**平成25年10月に同法は内閣府に移管された。**

<参考> ー災害救助項目追加の変遷ー

法制定時[昭和22年]

- 收容施設の供与 ○ 炊出しその他による食品の給与 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬

昭和28年法改正

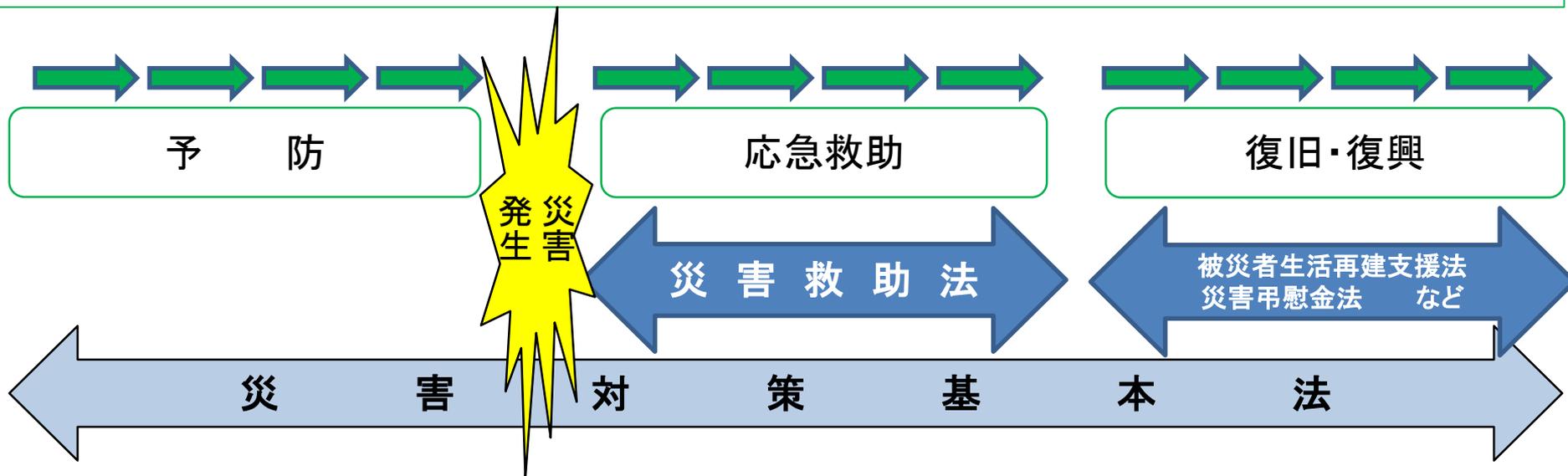
- 飲料水の供給 ○ 被災者の救出 ○ 住宅の応急修理 を追加 ○ 收容施設に応急仮設住宅を含むことの明文化

昭和34年政令改正

- 死体の搜索及び処理 ○ 障害物の除去 を追加

2. 災害対策法制上の位置づけ

○ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。



3. 災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村(基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体(基本法5条)	救助の後方支援、総合調整(基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助(法13条2項)	救助の実施主体(法2条)
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体(法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可(法13条1項)
	費用負担	費用負担なし(法21条)	かかった費用の最大100分の50(残りは国が負担)(法21条)

1. 災害救助法とは何か ②制度の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**(令第1条第1項第4号)

5. 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準 (※)に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。(※ 平成25年内閣府告示第228号)

(2) 特別基準

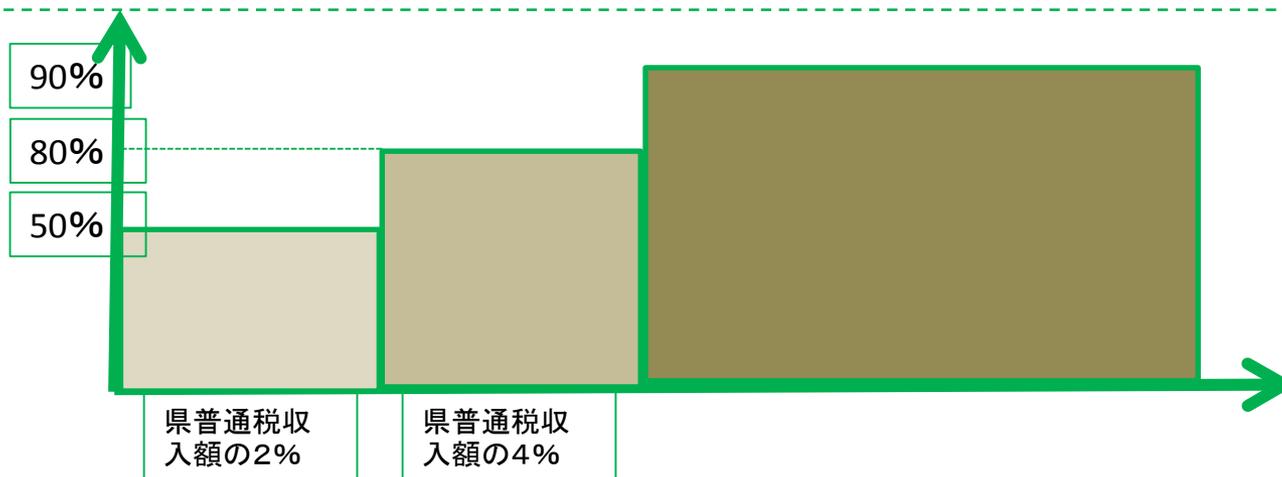
一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→	50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→	80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→	90 / 100



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合

国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

1. 災害救助法とは何か ④法の基本原則

○ 平等の原則

- ・ 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差し伸べなければならない。

○ 必要即応の原則

- ・ 応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。

○ 現物給付の原則

- ・ 災害時は物資が欠乏し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさない場合も多いことから、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。

○ 現在地救助の原則

- ・ 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現在地において実施することを原則としている。
- ・ 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。

○ 職権救助の原則

- ・ 応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を実施する。

1. 災害救助法とは何か ⑤災害救助基金の概要

1. 目的

- 都道府県は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

2. 基金の積立方法

- 前年度の前3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てること。
- 各年度における基金の積立状況について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣府総理大臣に情報提供しなければならない。

3. 基金から支出することができる費用

- 基金から支出することができる費用
 - ① 法による救助に要した費用
 - ② 法による給与品の事前購入に必要な費用(基金による備蓄物資)
 - ③ 基金の管理に必要な費用(※)
 - ※ 基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。
- 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

4. 基金による備蓄物資

- 基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。
具体例: 食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品(※)等
 - ※ 要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能。
- 救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。
- 基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

2. 災害救助法の適用に当たって ①適用基準(災害救助法施行令)

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項第2号)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15	50,000人以上 100,000人未満	40
5,000人以上 15,000人未満	20	100,000人以上 300,000人未満	50
15,000人以上 30,000人未満	25	300,000人以上	75
30,000人以上 50,000人未満	30		

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること(令第1条第1項第3号後段)

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
(府令第1条)

2. 生命・身体への危害が生じた場合(いわゆる「4号基準」)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)
- ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

2. 災害救助法の適用に当たって ②法適用の判断

1. 法適用判断の背景

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
- 国(内閣府防災)からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

2. 住家被害(1～3号基準)による判断の背景

- 市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、適用の判断がしやすい反面、住家被害の確定には一定の期間を要するため、発災後ただちに適用判断することが困難。

3. 生命・身体への危害(おそれを含む)(4号基準)による判断の背景

- 発災後の迅速な適用が可能であるが、客観的な基準があるわけではないことから、被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向がある。

法適用判断に当たっては

- 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべき。
- 法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織(環境)づくりが重要。

2. 災害救助法の適用に当たって ③救助法の適用状況 (平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度)

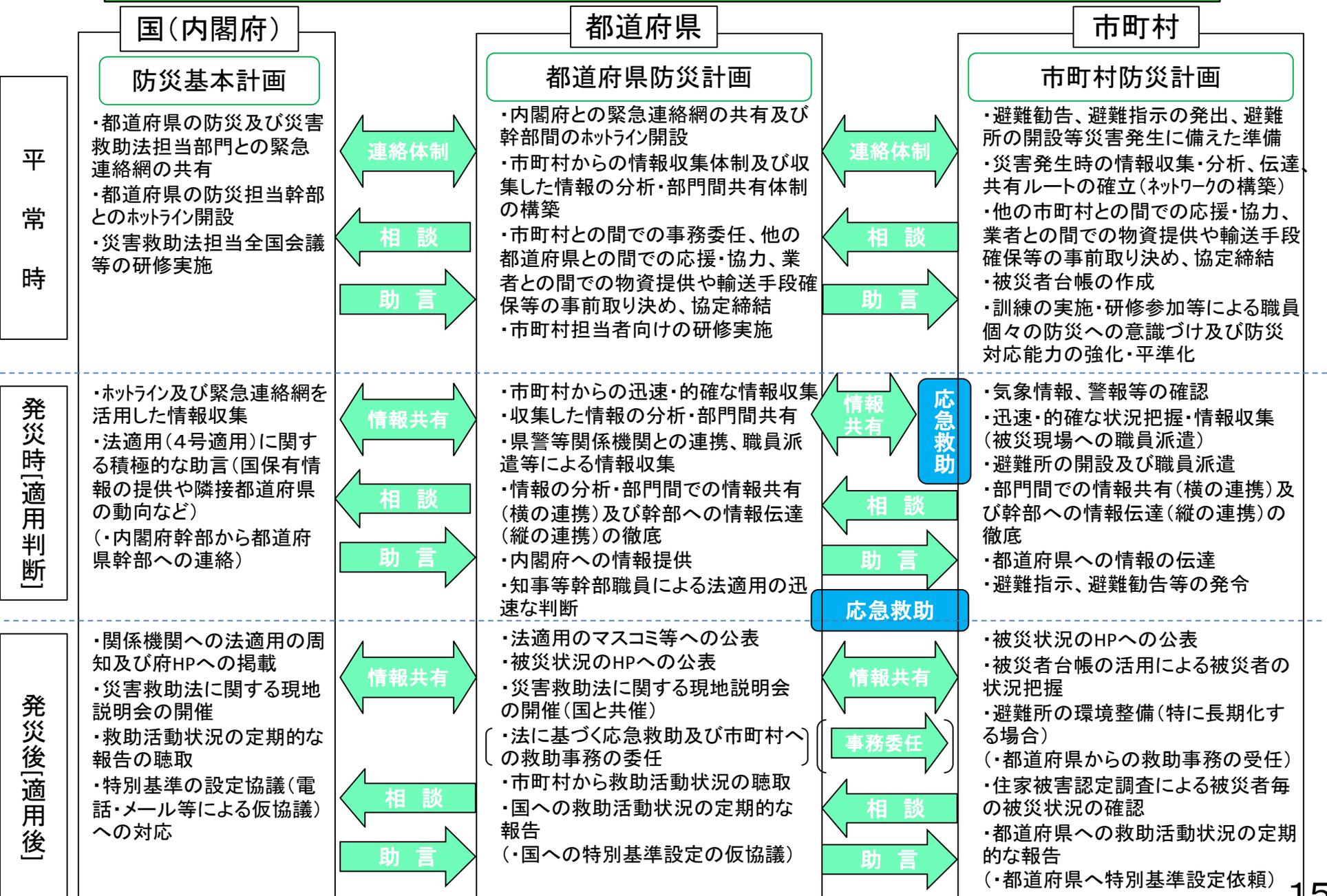
年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成26年	7月9日	7月9日	長野県	南木曾町	平成26年台風第8号	4号
	7月14日	7月9日	山形県	南陽市		1号
	8月8日	8月3日	高知県	いの町	平成26年台風第12号	1号
	8月9日	8月9日	高知県	高知市、大豊町	平成26年台風第11号	4号
	8月10日	8月9日	高知県	四万十町		4号
	8月10日	8月9日	徳島県	那賀町		
	8月17日	8月17日	京都府	福知山市	平成26年8月15日からの大雨	4号
			兵庫県	丹波市		
	8月20日	8月20日	広島県	広島市	平成26年8月19日からの大雨	4号
	9月27日	9月27日	長野県	木曾町、王滝村	御嶽山噴火による被害	4号
	11月23日	11月22日	長野県	白馬村、小谷村、 小川村	長野県神城断層地震	4号
12月9日	12月8日	徳島県	三好市、つるぎ町、 東みよし町	12月5日からの大雪	4号	

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成27年	5月29日	5月29日	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	平成27年9月 関東・東北豪雨	4号
	9月10日	9月9日	茨城県	古河市、結城市、 下妻市、常総市、 筑西市、 結城郡八千代町、 猿島郡境町		4号
	9月11日	9月9日	茨城県	守谷市、坂東市、 つくばみらい市		4号
	9月11日	9月9日	栃木県	栃木市、佐野市、 鹿沼市、日光市、 小山市、下野市、 下都賀郡野木町		
	9月12日	9月9日	栃木県	下都賀郡壬生町		4号
	9月11日	9月10日	宮城県	仙台市、栗原市、 東松島市、大崎市、 宮城郡松島町、 黒川郡大和町、 加美郡加美町、 遠田郡涌谷町		4号
	9月30日	9月28日	沖縄県	八重山郡与那国町		平成27年台風第21号

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成28年	4月15日	4月14日	熊本県	全市町村	平成28年熊本地震	4号
	8月31日	8月30日	北海道	帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町	平成28年台風第10号	4号
	8月31日	8月30日	岩手県	盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町		4号
	10月21日	10月21日	鳥取県	倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町	平成28年鳥取県中部地震	4号
	10月24日			東伯郡三朝町		
	12月22日	12月22日	新潟県	糸魚川市	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	4号

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成29年	7月6日	7月5日	福岡県	朝倉市、朝倉郡東峰村	平成29年7月九州北部豪雨	4号
	7月7日	7月5日		田川郡添田町		4号
	7月6日	7月5日	大分県	日田市、中津市		4号
	7月28日	7月22日	秋田県	大仙市	平成29年7月22日からの大雨	1号
	9月19日	9月17日	大分県	佐伯市、津久見市	平成29年台風第18号	1号
	10月26日	10月22日	三重県	伊勢市	平成29年台風第21号	1号
	10月27日	10月22日		度会郡玉城町		1号
	10月30日	10月22日	京都府	舞鶴市		1号
	10月27日	10月21日	和歌山県	新宮市		1号
	2月7日	2月6日	福井県	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町	平成30年2月4日からの大雪	4号
	2月15日	2月13日		越前市		4号
	2月14日	2月14日	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町	平成29年度豪雪	4号

2. 災害救助法の適用に当たって ④災害情報等



3. 災害救助法の運用 ①事務の流れ



3. 災害救助法の運用 ②各救助項目ごとの概要(平成30年度)

(1) ー1 避難所の設置

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>320円</u> 以内	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。
- 要配慮者向けに福祉避難所(次頁参照)を設置することも可能であること。
- 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。
- 設置期間の長期化が予測されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。
- 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。

※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月策定、平成28年4月改定)
「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月策定)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月策定)
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

(1)－2 福祉避難所の設置

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり <u>320円</u> 以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金 職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易様式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費 などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。
- 福祉避難所は、老人福祉センター、防災拠点地域交流スペース、特別支援学校等を利用して設置し、これらの施設が不足するときは、公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等で、居宅介護等事業などと連携が図りやすい施設を利用すること。
- 福祉避難所を予め指定したときは、地域防災計画等に定め、当該施設情報や避難経路等を周知することが望ましい。

※「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月策定)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

(2)－1 応急仮設住宅の供与【建設型仮設住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>5,610,000円</u> 以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長2年(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。

(2)－2 応急仮設住宅の供与【借上型仮設住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	地域の実情に応じた額	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住 宅 の 規 模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着 工 時 期	災害発生の日から速やかに提供	
救 助 期 間	最長2年(建設型仮設住宅と同様)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

主 な 留 意 事 項

- あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり <u>1,140円</u> 以内	1人平均かつ3食でという意味である
救 助 期 間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対 象 経 費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

(4) 飲料水の供給

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により現に飲料水を得ることができないかどうかは救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。
- 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。
- 水道事業者が本来行うべき配水管の修理や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

(5)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	<u>別記のとおり</u>	住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日以内</u>	
対 象 経 費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレトペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。
なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでないことは言うまでもない。
- 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見っていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
- この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

<別記> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円

(2) 住家の半壊、半焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円
冬季	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(6) 医療及び助産 ① 医療

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医 療 の 実 施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(注)において医療(施術)を行うことができる。	(注)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医 療 の 範 囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>14日</u> 以内	
対 象 経 費	救護班: 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所: 国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者: 協定料金の額以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。
- 患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

(6) 医療及び助産 ②助産

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	救護班: 使用した衛生材料費等の実費 助産師: 慣行料金の100分の80以内の額	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療(産婦人科)が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。
- 本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

(7)被災者の救出

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>3日</u> 以内 (死体の捜索の場合は <u>10日</u> 以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対 象 経 費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としており、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。
- いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。
- 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。
- 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうとを問わない。

(8)住宅の応急修理

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 584,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から <u>1か月</u> 以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

(9)学用品の給与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
費用の限度額	①教科書、正規の教材:実費 ②文房具及び通学用品: 小学校児童 <u>4,400円</u> 以内 中学校生徒 <u>4,700円</u> 以内 高等学校等生徒 <u>5,100円</u> 以内	
救 助 期 間	災害発生の日から ①教科書、教材: <u>1か月</u> 以内 ②文房具及び通学用品: <u>15日</u> 以内	
対 象 経 費	①教科書及び正規の教材 ②文房具 ③通学用品	①学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑、カスタネット、ハーモニカ、笛、裁縫用具等 ②ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ③運動靴、体育着、傘、長靴等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。
- この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

(10) 埋葬

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人(12歳以上): <u>211,300円</u> 以内 小人(12歳未満): <u>168,900円</u> 以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。
- 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差し支えない。
- 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

(11)死体の搜索・処理

※「死体の搜索」については、「(7)被災者の救出」を参照

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり: <u>3,400円</u> 以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時: 通常の実費 上記が利用出来ない場合: 1体当たり <u>5,300円</u> 以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案: 救助班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上げ費。 既存施設を利用できない場合は、賃金 職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。 それ以外の場合も、遺族等がいる 場合は当該遺族等が負担。
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体のある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
- 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。
- 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

(12) 障害物の除去

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり <u>135,400円</u> 以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

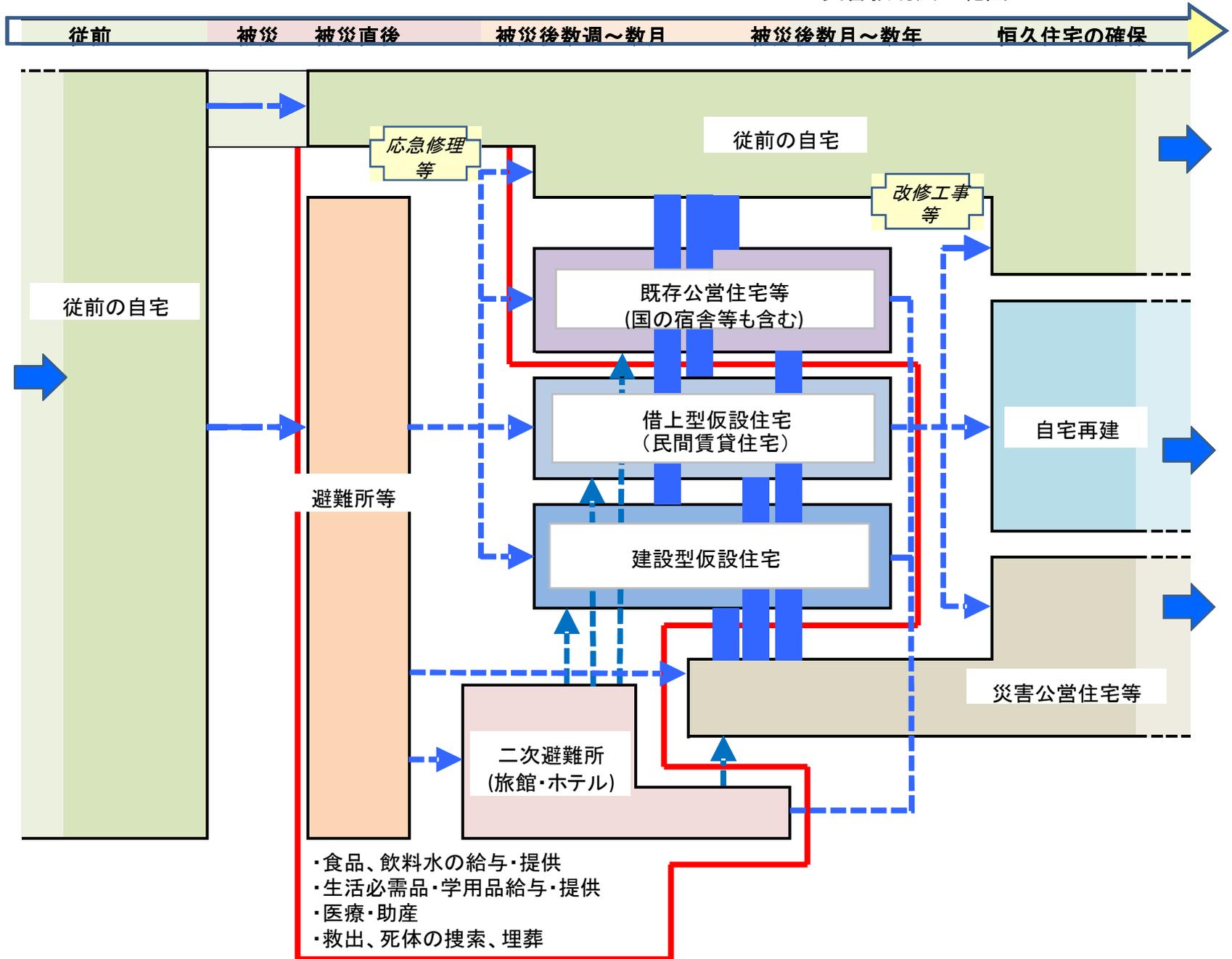
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

<参考> 住まいの視点からみた災害救助法の救助

—— 災害救助法の範囲



3.災害救助法の運用

③災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について

